# 食品安全モニターからの報告(16年1月分)について

食品安全モニターから1月中に、44件の報告がありました。

#### 報告内容

<意見等(一般報告)>

- · 食品安全委員会活動一般関係 1件
- ・ リスクコミュニケーション関係 1件
- ・ \_リスク管理等関係 42 件

BSE関係 8件、鳥インフルエンザ関係 6件、 農薬関係 2件、食品衛生管理関係 7件、 食品表示関係 14件、容器・包装関係 1件、 その他 4件

(注)複数の分野にまたがる報告については、便宜上いずれかの 分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載しております。リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので、併せて掲載しております。

また、BSEや鳥インフルエンザに関する御意見等を多くお寄せいただいています。 当委員会といたしましても、ホームページにQ&Aとして「『牛海綿状脳症(BSE) と変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)』及び『高病原性鳥インフルエン ザ』について」を掲載するなど、今後とも適切な情報提供に努めてまいりたいと考え ています。

## 1.食品安全委員会活動一般関係

## モニター会議を終えて思ったこと感じたこと

普段顔のわからないモニターの方々といろいろと意見交換ができ、いい勉強になりました。BSEの件については少し納得がいかない部分がありました。安全性安心感は 100 パーセントの結果が出たことによりうまれるものだと思います。

(愛知県(女性)

#### 【食品安全委員会からのコメント】

平成15年度の食品安全モニター会議においては、本年1月に開催した第3回の会議以降、米国におけるBSEの発生を受け、当該案件についても会議テーマの一つとして取上げ、事務局より説明を行い情報の提供・共有に努めたところです。その中で、日本においては牛肉を食べても安全であると説明した趣旨は、

BSEの発生原因となる異常プリオンたん白質が分布する特定部位[脳、眼を含む牛の頭部(舌及び頬肉を除く。)、せき髄及び回腸遠位部〕は、BSE感染のいかんを問わず全ての月齢の牛を対象として除去・焼却している

と畜場においては、全ての月齢の牛を対象とした検査を行なっているといった十分なBSE対策が講じられていると考えていることからであります。また、食の安全に「絶対」はなく、リスクの存在を前提にこれを適切に評価し、コントロールするというリスク分析手法が国際的にも共通の考え方になってきているところであり、こうした考え方を、わかりやすく説明していくよう一層心がけていきたいと考えております。

## 2.リスクコミュニケーション関係

## 食の安全に関する意見交換会に出席して

12 月の福岡市で開催された「食の安全に関する意見交換会」に参加して、食の安全安心に関して消費者を啓蒙することは大切であると感じた。そのために開く会を広く知らせる手段や演者のわかりやすい話し方の工夫が必要である。

(福岡県 女性)

#### 【食品安全委員会からのコメント】

食品の安全性の確保のため、食品安全委員会においても、食品のリスク(健康への悪影響が生ずる確率と影響の程度)やその評価、リスク分析の手法などについて、消費者や事業者など幅広い関係者を集め、全国各地で意見交換会を積極的に実施しております(関係省等とも連携して本年1月末までに全国で22回開催)。

ご指摘いただいた点につきましては、これまでもホームページなどを通じて開催情報等を提供しておりますが、今後は、可能な限り早期に消費者をはじめ広く周知するため、チラシの配布やポスターの掲示といった手段等も活用していきたいと考えております。

また、意見交換会の場における発言の際には、消費者にとってわかりやすい説 明を心がけ、その方法も工夫してまいります。

### 【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

意見交換会の開催案内につきましては、地方厚生局や地方農政局、開催地の自治体などにもご協力いただき、ホームページや新聞(全国紙、地方紙)、消費者団体等へのお知らせ等いろいろと工夫をしているところですが、まだまだ十分に情報が伝わっていないと認識しております。行政からの説明の仕方も含め、更なる工夫に努めていきたいと思います。

## 3.リスク管理等関係

### < B S E 関係 >

### BSEへの対応について

第一に外国産の牛肉を国内産と偽って販売したような場合は、販売店を公表するとともに相当期間の営業停止処分にして欲しい。また抜き打ちなどの検査体制をしっかりして欲しい。第二にアメリカからの圧力に屈することなく、日本の国として牛肉の安全が確認されるまで、輸入制限を解除しないで欲しい。

(埼玉県 女性)

## ○ 特定危険部位の全面的な輸入禁止を求めます

アメリカから、牛の特定危険部位が大量に日本に輸入され、加工食品の原料になっていたということにとても驚いています。子供の将来を考え、特定危険部位の全面的な輸入禁止を強く望みます。

(山口県 女性)

## アメリカ牛肉のBSE報道について

米国産牛肉のBSE報道はこと細かく、分かりやすく伝わってきてよかったと思いますが、輸入牛肉の不安が広がったこと、それに伴い他の事件も起こっています。早くの解決することを望みます。

(愛知県 女性)

## BSE問題の根本的な解決方法について

BSEの感染経路は特定されつつあるが、異常プリオン誕生原因と予防策が明らかでない以上、脊髄部分の吸引除去と、背割りでの解体禁止を国際的に法制化すべきである。

(岐阜県 男性)

## 米国産牛肉輸入再開について

米国でのBSE発症は、一農場だけにとどまらず他農場にも潜在化しておる怖れがあり、 学問的評価だけに頼るのではなく、時間をかけ様子を見て、半年ほど発症がないことを確 認し、輸入再開をすべきである。

(福岡県 男性)

## 米国でのBSE発生と日本の食品安全性の問題

米国でのBSE発生を通して、日本での輸入食料の検査環境(設備、人員等)の充実化と、国内と外国の法律の食い違いに対する消費者の不安の解消について改善を求めます。

(神奈川県 女性)

### 米国でのBSE感染牛報道

今迄、米国の牛は安全といわれ、輸出時、日本での輸入時の検査は実施されていない。 米国での検査率は非常に低く、今後の検査に期待を持てるか不明なため、日本での輸入時 の検査を適切な方向で進めるよう期待する。

(東京都 女性)

### 米国産牛肉の輸入禁止問題について

米国産牛肉の輸入再開に当たっては、米国側の圧力や国内外食産業の事情よりも、消費者の信頼獲得を第一に考慮されることを期待します。

(茨城県 女性)

### 【厚生労働省からのコメント】

我が国が講じた米国産牛肉の輸入禁止措置については、日米の担当省庁間の協議において現在まで輸出再開の具体的条件の議論には至っていません。

今後、米国政府から受け入れ可能な対策が示された場合には、米国産牛肉に関し必要なリスク管理措置について、食品安全委員会等専門家の意見を求めるとともに、国民の理解を得ながら、米国政府との協議を進めてまいります。

### 【農林水産省からのコメント】

これまでの米国政府との協議の中で、

日本の消費者の食の安全・安心に関する意識や

日本の講じているBSE対策(全頭検査、特定危険部位の除去)の考え方

について丁寧に説明してきたところであり、これを踏まえた米国側の提案を待っているところです。

米国からの牛肉輸入の再開の検討に当たっては、食の安全・安心に対する消費者の信頼が確保されるよう、我が国において講じている、

と畜場におけるBSE全頭検査

特定危険部位の除去

の措置が講じられることを基本として、今後も米国政府との協議に臨むことと しています。

#### <鳥インフルエンザ関係>

## 鳥インフルエンザについて

報道では心配ないと言っていること以外にも、ウイルスの卵の殻への付着や、風などによる飛散等心配な点が幾つかあります。その点も一緒に情報として流してくれると国への信頼度も高く感じます。安全な方法を教えてほしいと思いますのでよろしくお願い致します。

(愛知県 女性)

## 鳥インフルエンザについて

山口県畜産課は農水省の定めた防疫マニュアルに反して鶏の血清抗体検査などのモニタリングを実施していなかったが、他都道府県ではこのようなことはなかったのか情報の公開と安全な食品流通の監視の強化を求める。

(静岡県 女性)

## 鳥インフルエンザの報道を見て

鳥インフルエンザのニュースが報道されてからというもの、豚肉以外売れ残っている状態を多く見かけます。病気にかかるまでには他に原因はないのか?と思います。先のことも考えてきちんと原因をつきとめて下さい。

(愛知県 女性)

## 鳥インフルエンザに関するテレビ報道番組を見て

1月21日のTV番組で、鳥インフルエンザに関する内容が扱われた。家庭で一番心配な 鶏肉や卵は食べても大丈夫かということが、専門家によりわかりやすく説明され、消費者 の、鶏肉、卵に対する漠とした不安を解消するのに役立つわかりやすい内容であった。

(長野県 女性)

### タイ産鶏肉が輸入停止に

農林水産省は、22 日タイで高病原性鳥インフルエンザが発生した疑いがあるとして同国から鶏肉など家きん肉の輸入を停止しました。食の安全・安心の確保のため念を入れての停止です。

(秋田県 女性)

#### 【農林水産省からのコメント】

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を介してヒトに感染したという報告はなく、WHOによると、ウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を70 に達するよう加熱することを推奨しています。また、鳥インフルエンザの発生を知るには、臨床的な異常を示す鶏の早期通報の徹底が最も重要ですが、マニュアルに基づくモニタリング検査は、本病の発生状況や清浄性を把握する一助となることから今後ともその適切な実施を徹底してまいります。

原因究明については、人や車両等の動きに注目した疫学調査を進めており、その結果や分離されたウイルスの遺伝子解析の結果を踏まえて専門家の御意見を聴いた上で感染原因・感染経路について検討を行うこととしています。

## 鳥インフルエンザについて

「鳥インフルエンザ」ですが。鶏だけのことなのでしょうか。野鳥はどうなのでしょうか。報道では鶏肉や卵のことばかり報じられているように思いますが、食用以外に、ほかに気をつけることはないのでしょうか。

(福岡県 女性)

## 【厚生労働省からのコメント】

ヒトが鳥インフルエンザに感染した事例は稀ですが、これまでの事例はいずれ も感染したトリと近距離で接触、またそれらの内臓や排泄物に接触するなどによ り感染したとされています。

なお、我が国における鳥インフルエンザの発生事例ではヒトへの感染は確認されていません。

現段階では、鳥インフルエンザの発生を理由に発生国への渡航の自粛・中止などの必要はありませんが、不用意・無警戒に流行地域の生きた鳥類のいる施設への立ち寄り・接触などは行わない方がよいでしょう。

#### <農薬関係>

### 農作物の安全性の点検、調査、報告状況等について

農作物に対する農薬使用状況等について、表示や生産者からの報告だけでは信頼できず、 行政がどこまで把握し、監視、指導等を行っているのか、誰にでもわかる方法で、積極的 に伝えてほしい。

(静岡県 女性)

### 【農林水産省からのコメント】

農薬取締法により、農薬の使用に当たっては、農薬ごとに国が定めた使用方法 (使用する農産物の種類、使用量又は濃度、使用時期、総使用回数)を遵守する ことが義務付けられています。この使用方法は、農薬の残留量が確実に基準値以下 となる事を確認した上で定められたものであり、農薬使用者がこの方法を遵守す ることにより農作物の安全性は確保されます。

また、国や都道府県等は、農薬の安全かつ適正な使用の確保に関する指導等を 行うとともに、必要に応じて農薬使用者等への立入検査を行うことなどにより、 農薬の使用段階における監視にも努めています。

一方、最近農薬の使用状況等の農作物の生産情報に対する消費者の関心が高まっており、それに対応して生産・流通段階においてトレーサビリティの仕組みを導入し、農作物に使用した農薬の履歴等を消費者に対して開示する動きが本格化してきています。こうしたトレーサビリティの導入は、現在、牛肉を除き任意の取組みではありますが、政府では、それぞれの生産・流通等の実態に対応したモデル的なトレーサビリティシステムを開発するとともに、情報関連機器の整備等により自主的なシステム導入を推進しているところです。

なお、農薬の使用状況等食品の生産情報を正確に伝えていることを第三者機関が認証する新しいJAS規格(生産情報公表JAS規格)を、農産物について検討しているところです。

農林水産省としては、こうした各種制度の的確な運用により農作物の安全性確保に努めていきたいと考えています。

## <食品衛生管理関係>

## HACCP認証制度の統一化について

現在の「HACCP認証制度」は、厚労省、農水省、海外制度、地方自治体など、その 承認内容や基準、運営など格差があるようです。これらを発展的に統一化することによっ て、信頼や威厳を高め、実質的な事故未然防止の強化を図る必要がある。

(広島県 男性)

### 【厚生労働省からのコメント】

HACCPシステムについては、食品衛生に関する国際的な枠組みであるコーデックス委員会がその適用に関してガイドラインを示しており、このガイドラインがHACCPシステムを導入する際に実施しなければならない基本事項として国際的にも認識されているところです。

なお、厚生労働省では、HACCPシステムについて食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度の推進によりその普及を行っているところですが、この制度は、その承認により法で定めた一律の製造基準に従うことを免除するという効果が生じるものであるため、他の機関が行う認証制度と統一を図ることは困難であると考えております。

## 調理済み食品の販売方法と衛生性

小売店で販売される惣菜やパン等の調理済み食品が、衛生的な方法で消費者に買えるように、利便性ばかりに捕らわれず、小売店が対処すべきである。しかし、現状を見ると行政が何らかの手段を講じなければならない。

(宮城県 女性)

### スーパーのお総菜用揚げ油について

お総菜用揚げ物に、酸化し汚れた油を使用しているスーパーがある。そのようなスーパーの調査及び検査ができるシステムを構築することが、消費者の食生活改善につながるのではないかと考えます。

(富山県 女性)

## 小規模スーパー等における食品の品質管理について

多摩地域にあるスーパーにおいて、日配品(魚肉練りもの)の一部にカビが生えていた事例に対する店側の対応と従業員教育や商品の品質管理のあり方について疑問に感じる。製造段階は勿論ですが、パック詰、輸送、店内での保管の段階での品質管理、取り扱い方など各保健所単位で一層の指導と店側の注意を強くうながしてもらいたいと思います。さらにパート、アルバイト従業員についても、徹底した衛生教育がなされる様願います。

(東京都 女性)

## オクラの包装形態について

青果店にて、タイ産のオクラがパックされたままカビが生えかなりぼろぼろに腐ったままで陳列台にあった。包装に問題があると思われる。

(茨城県 女性)

### 年末年始の状況調査

年末年始の時期は毎年と同じように、食料品売り場は混雑していたが、一般的に安全配 慮が成されていた。しかし、バラ売り品は表示不十分で多少不安を感じた。

(東京都 男性)

### 【厚生労働省からのコメント】

今回の食品衛生法改正により、国及び都道府県等は、教育活動及び広報活動を通じた正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供等を講じなければならない旨の規定が設けられ、国や都道府県等においては、これらの施策を推進することとしています。

具体的な取組としては、厚生労働省では、各都道府県において事業者や消費者を対象に知識の普及を図るため、食中毒、HACCP等、各種食品安全情報をホームページを通じて提供するほか、(社)日本食品衛生協会等団体の活動を支援しています。

また、食品等事業者についても、販売食品等の安全性に係る知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、記録の作成及び保管等に努めなければならない旨の責務規定を設け、その的確な実施を求めているところです。

販売店等における食品の取扱いで、食品衛生上の問題があると思われる事例が あった場合には、最寄りの保健所にご相談ください。

## 給食センターによる給食への調理器具混入について

息子の通う小学校で平成 16 年 1 月 9 日、学校給食センターにおいて調理中、調理器具が誤って給食に混入した恐れがあると、搬送後にわかり急遽献立の配膳を取りやめる事態がございました。今一度、給食を作る側の意識の向上に努めてほしいと思いました。

(愛知県 女性)

#### 【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省では、平成9年に「大量調理施設衛生管理マニュアル」を策定し、 学校給食等の集団給食施設、弁当・仕出し営業施設等における衛生管理に関し、 本マニュアルに基づく監視指導の徹底及び各施設における衛生知識の普及啓発に ついて各自治体に要請しているところです。

学校給食施設における食品の取扱い等で、食品衛生上の問題があると思われる 事例があった場合には、最寄りの保健所にご相談ください。

## <食品表示関係>

## 京都府の養鶏生産組合における日付偽装事件について

卵の日付偽装事件は消費者だけではなく誠実に生産を続けている同業者をだまし、裏切る卑劣な行為である。今こそ適切な処分を行政がとることが肝心である。

(香川県 女性)

## 卵の採卵日や賞味期限の偽装表示事件について

私は、他の養鶏場でも同じような事を行っていたのではという疑いを持っています。サルモネラ属菌の食中毒が多発しています。官民あげて「卵の安全・安心」を確保する根本的対策を望みます。

(福岡県 男性)

## 食品の偽った表示の及ぼす食安全への信頼性

京都府の6ヶ月前の卵を嘘の表示について、保存方法によっては5~6ヶ月変質しないとか卵に菌が発見されなかったとか、採卵日の表示義務がないとか、行政側が言っていた。「ウソの表示をしてはならない」という最低のことは法律の有無に関わらずすべての事の根底ではないでしょうか。

(東京都 女性)

## 賞味期限表示の消費者に対する信頼度について

鶏卵業者による古い卵の偽装出荷が明るみに出たが、賞味期限は業者が独自に決定するため半年前の生鮮食品の卵を賞味期限内として出荷した行為に対して処分がないということは消費者として納得がいかない。問題である。

(神奈川県 男性)

### 半年前の卵を出荷した養鶏組合に廃業命令は出ないのか

半年間、冷蔵庫で保存した卵を、賞味期限を書き換えて出荷した京都の養鶏業者に対して、7日間の営業停止命令を出した京都府の考え方は異常ではないのですか。

(千葉県 女性)

### 鶏卵の採卵日と賞味期限

鶏卵パックには、賞味期限のみを表示したものが過半数を占めるが、採卵日も併記したものも多く見受けられ、表示内容に企業倫理に悖る事例は、情報公開し、食の安心確保の環境作りに資するべきである。

(東京都 男性)

### 【厚生労働省からのコメント】

本件は、京都府内の鶏卵生産業者が、昨年6月19日に採卵し、冷蔵保管していた卵約5万6千個を、「12月1日採卵、12月11日賞味期限」等の表示を行い、12月2日に販売したというものです。厚生労働省においては、京都府に対し、食品衛生法に基づき、当該業者から賞味期限設定の根拠を提出させるとともに、施設への立入調査を行わせました。

その結果、当該業者が、科学的、合理的根拠なしに、賞味期限を表示したことが判明したことから、1月20日、京都府は当該業者に対し、食品衛生法第11条第2項違反として同日から7日間の営業の停止を命じました。

食品衛生法に基づく営業停止等の行政処分は、違反行為の再発を防止するため の改善を目的としています。本件の場合、必要な改善措置として、

採卵から出荷までの各工程の作業手順書の作成

表示に関する責任者の明確化等

役員及び従業員に対する表示制度の教育の実施と法令遵守の徹底 表示内容が明記された帳票類の整理保存

を指示しており、これらに必要な期間として7日間の処分としたと京都府から報告を受けています。

なお、7日間の営業停止処分は、表示基準違反に対する行政処分としては異例 のものであり、これは食中毒を発生させた施設に対する処分と同等のものです。

また、厚生労働省としては、本年1月30日付けで、関係団体に対し、適切な賞味期限表示の実施、採卵から出荷までの衛生管理の徹底等を指導するとともに、各都道府県等に対して、鶏卵出荷業者への立入検査等を通じて、当該指導内容の徹底について指導するよう通知したところです。

### 卵の賞味期限の義務付けについて

生鮮食品を筆頭に、今、食品の表示義務の徹底が厳しく言われているが、その中にあって卵の賞味期限日数を業界が自主的に決めているのは問題があるのではないか。法的に国が決めるべきだと思う。

(福島県 女性)

## 【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

食品の賞味期限の設定については、卵に限らず全ての食品に関して、事業者が 責任をもって個々の食品毎に微生物試験や理化学試験及び官能検査の結果等に基 づき、科学的・合理的に行うこと、と定められています。

そのため、食品の期限表示については厚生労働省と農林水産省とが協力して、 食品衛生学、化学、微生物学の専門家と食品の賞味期限等の設定に経験を有する 業界関係者からなる研究班を組織し、その設定に関する基本的なガイドラインを 作成することとしております。

#### ○ 納得して選べるための食品表示について

食品表示内容は一般の認識度は高くなく、まぎらわしい表示もある。また、輸入食品の不安払拭のために対策が必要と思う。企業の安全取り組みを評価したり、製造・販売間の相互監視機能、表示の見直しと普及を要望する。

(兵庫県 女性)

#### 表示について

私も表示について、どこまでが正しいのか知りませんが、少し疑問に思う店があります。 悪い業者が多すぎて、もっと厳しくチェックしてくれると安心して買えます。

(愛知県 女性)

### 【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

食品衛生法の表示基準に違反する食品の流通を防止するため、都道府県等の保健所に配置された食品衛生監視員が、一斉取締や通常時の監視の一環として食品表示に関する監視を実施するほか、アレルギー表示やいわゆる健康食品の表示など事案に応じた監視指導の強化を実施しているところです。

また、食品表示を含め、食品等事業者による食品衛生の向上に係る自主的な活

動を促進するため、食品衛生推進員その他の者による食品等事業者に対する助 言・指導などの活動を推進しています。

さらに、JAS法の表示基準に従った適正な食品表示を実現するため、農林水産省においては、地方農政局等に食品表示の監視を行う職員を約2,000名配置し、表示について日常的な監視指導を行うとともに、消費者の方々の強力を得た食品表示110番(全国65箇所)や食品表示ウォッチャー(平成15年度約3,800人)により不正な食品表示について情報をお寄せいただくなど、食品表示の監視体制を強化し、食品表示の適正化を図っているところです。

このように、適正な食品表示を実現するため、厚生労働省及び農林水産省において、食品表示についての監視を強化しつつ、互いに連携を図っていきたいと考えています。

## 食品の製造年月日記載の義務付けについて

食品の安心安全へのニーズが高まっている昨今、賞味期限表記より製造年月日の表示のほうが、より消費者に対し、安全性をアピールするものではないかと思われる。今一度、 製造年月日表記に見直すべきではないか。

(鳥取県 女性)

#### 【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

我が国では平成7年に製造年月日に代えて期限表示が導入されました。その理由は、

製造加工方法などの違いにより食品により日持ちが異なることから、「期限表示」の情報の方がより消費者にとって有益であること

「製造年月日」表示が、深夜・早朝操業や、食用とするのに問題のない 食品が返品され無駄に捨てられることの原因となったこと

国際的な食品規格であるコーデックス委員会においても、「期限表示」 を採用していること

からです。

このような理由から、製造日の表示を義務付ける必要はないものと考えています。

### 黒酢の表示改正について

平成 15 年 7 月 11 日付の農林水産省からのプレスリリースの中の「品質表示規準の改正について」という項目の中の(1)食酢に定義がのっていますが、現在の市場とあっているのか疑問に思います。

(福岡県 女性)

### 【農林水産省からのコメント】

いわゆる「黒酢」につきましては、消費者の健康志向等を背景として様々な黒 酢が流通し、消費者、マスコミから黒酢のルール作りが要望されていました。

このため、平成 15 年 7 月 10 日の農林物資規格調査会で米黒酢及び大麦黒酢の表示ルールを盛り込んだ食酢品質表示基準の改正の答申が行われ、今後、この答

申に沿って食酢品質表示基準の改正の告示が予定されています。

この改正内容につきましては、国内外からの意見を徴収するため、パブリックコメント及びWTO通報を行っており、外国産の黒酢についても特段のご意見はなかったことから、市場における混乱はないものと考えています。

## 筍の水煮の表示について

筍の水煮を選ぶ際、同じ会社が製造したもので、1 つ目は福岡産、もうひとつは原産国に中国と書いてありました。この両者とも同じ賞味期限が同じだったのです。同じ賞味期限になるのは不思議な気がしました。

(茨城県 女性)

### 【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

食品の賞味期限の設定については、卵に限らず全ての食品に関して、事業者が 微生物試験や理化学試験及び官能検査の結果等に基づき、科学的・合理的に行う こと、と定められています。科学的・合理的根拠があれば、原産地が違う同じ種 類の食品でも、賞味期限が同じであることには問題がありません。

食品衛生上の問題があると思われる事例があった場合には、最寄りの保健所にご相談下さい。

## <容器·包装関係>

## 容器包装の安全性について

リサイクル法を進めるにあたって、その再利用する商品の品質と安全性については、どのように考えるべきなのでしょうか。企業が不安なく、商品をつくれるような明確な規準はあるのでしょうか。

(兵庫県 男性)

## 【厚生労働省からのコメント】

食品用途の容器包装については、食品衛生法に基づき規格基準を定めており、 リサイクルにより再商品化された容器包装についても食品用途に用いる場合は、 この規格基準に合致するものでなければなりません。

なお、帝人グループが開発した化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレートを主成分とするPETボトルについては、食品衛生法で現在定めているPETの規格に適合していることに加え、分別収集された原材料に混入するおそれのある汚染物質の再生工程における除去等の試験結果について、食品安全委員会に食品健康影響評価の意見を聴いているところです。

### 【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会においては、リサイクルされた原材料に限らず、食品用途の器具・容器包装についての規格基準の新設又は改正等に関して厚生労働省から評価の要請があれば、これらの食品健康影響評価を行うこととなります。

現在、器具・容器包装専門調査会にて、再生PET(化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装)を清涼飲料水等の容器包装とした場合の人の健康への影響について、審議を行っているところです。

### <その他>

### 食用家畜の飼育法について

BSEや鳥インフルエンザ等の発生で、感染源の究明や流通前の検査等が重要視されているが、より安全な食肉の流通を目指して、飼育法そのものを見直す必要があるのではないか。食用とする動物が食べる飼料にも厳しい基準と罰則、また、監視が重要なのではないか。

(神奈川県 女性)

#### 【農林水産省からのコメント】

家畜の飼育は農家等の創意工夫に基づいて行われますが、食用に用いられる家 畜の飼料については、飼料安全法に基づき、人の健康を損なう恐れのある畜産物 が生産されるのを防止する観点から、飼料の製造、販売、輸入はもとより農家に よる使用、保管等についても守るべき基準が設定されています。また、農家に対 しては、都道府県が、立入検査等により監視・指導を行っております。さらに、 もし、飼料安全法に違反した場合は罰則の適用対象となっています。なお、これ らの基準については、安全性確保等の観点から継続的に見直しを実施しています。

### 食の安全性を脅かす事態について

近年、口蹄疫に始まり、牛海綿状脳症、コイヘルペスウィルス病,そして今度は鳥インフルエンザと続発、加えて偽装表示の多発と食の安全性を脅かす事態が続いて発生している。消費者を無視した違法行為をなくすためには食品衛生法を見直し、消費の減退を最小限に抑えるべきである。

(宮崎県 男性)

### 【厚生労働省からのコメント】

口蹄疫、コイヘルペスウィルス病、鳥インフルエンザについては、現段階において、家畜や魚類の病気の蔓延を防ぐ観点から問題視されているものであり、直接的には食を通じたヒトへの健康影響が問題とされているものではありません。

我が国の食品安全行政には、牛海綿状脳症(BSE)問題を踏まえリスク分析の手法が導入され、中立公正科学的に安全性評価を独立して行う評価機関である食品安全委員会の設置などを規定した食品安全基本法が制定されるとともに、食品衛生法も改正され、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることが明記されました。

新たな法律の下に、リスク分析手法の実効ある運用に努めていきたいと思います。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

## 食品中に残留する農薬等の暫定規準設定の動向について

現在、厚生労働省薬事・食品衛生審議会で審議中の、食品中に残留する農薬等暫定規準はポジティブリスト制導入を目指し、それにかかる暫定基準の第一次案が示された。大幅な規制強化で消費者にとって、特に農畜産物の安全性向上に大きく前進するものと評価する。

(岐阜県 男性)

## 食品の栄養表示について

食品の栄養表示は、糖尿病患者に重大な影響を与えます。市販食品の表示は正確なのか、 不安を感じています。収去食品の栄養分析結果を公表されたい。

(石川県 男性)

## 商品表示について思うこと

食の安全が強まる中で、訳のわからない表示シールをよく見かけます。消費者の誰から見ても生産者の顔が見えるもの、価格の判断材料になる資料の表示も出してもらいたいと強く 思います。

(愛知県 女性)

## 間一髪で販売「待った」コシヒカリ

間一髪で販売「待った」県東部の卸売業者。栽培、売買、罰則なし。生産者は引き取り拒否、対応に頭悩ます。カドミウム準汚染米の疑いコシヒカリ 15 トン。この米の行方がとても気になります。

(富山県 女性)

### 牛乳風味異常の訴えについて

風味については、大人と比べて子供の味覚は敏感であると思われる。このことが、食品の 異常発見の端緒となることもあるが、食品の成分等に異状がない場合、風評被害をもたらす 原因になる可能性があることにも留意する必要がある。

(石川県 男性)